

## 北部港湾広域利用推進会議等設置要領

### (目的)

第1条 この要領は、京都府北部地域の京都舞鶴港をはじめとする京都府管理港湾（以下、「北部港湾」という）の利用推進を図り、北部地域の地域活性化方策等の検討を行うため「北部港湾広域利用推進会議」（以下、「推進会議」という。）及び「京都舞鶴港実務者会議」（以下、「実務者会議」という。）を設置し、その運営等に必要な事項を定めることを目的とする。

### (検討事項)

第2条 推進会議及び実務者会議は次の事項について検討する。

- (1) 北部港湾を活用した地域振興方策
- (2) 港湾及び物流施設の高度化
- (3) 地域間連携方策
- (4) その他付帯事項

### (委員)

第3条 推進会議及び実務者会議は、別記の委員をもって構成する。

### (座長)

第4条 推進会議及び実務者会議に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選によって選出する。
- 3 座長は、推進会議又は実務者会議を招集するとともに、会議の議事を進行するものとする。
- 4 座長は、関係者に対して、会議への出席を求め、北部港湾に関する説明又は意見の陳述を求めることが出来る。

### (事務局)

第5条 「推進会議」及び「実務者会議」の庶務は、商工労働観光部・建設交通部港湾局において処理する。

### (謝金等の支払い)

第6条 会議に出席した委員（代理出席者を含む。）及び第4条第4項により出席を求めた者に対し、京都府の規定に基づき謝金及び旅費を支払う。

### (雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成29年11月15日から施行する。